

令和5年度企業 BCP/BCM 伴走型支援業務仕様書

1 事業目的

大規模災害等の発生時において、企業はサプライチェーンの断絶や販路縮小、感染症罹患による従業員の出勤困難等様々な課題に直面するため、事業継続計画（BCP=Business Continuity Plan）の策定及び事業継続マネジメント（BCM=Business Continuity Management）の実践がきわめて重要になるが、本県の BCP 策定率は 15.2%（全国 17.7%、R4.6 帝国データバンク調査）に止まり、特に中小企業・小規模企業者では「スキル・ノウハウがない」「策定する人員・時間を確保できない」「実践的な計画を策定できない」といった理由から策定が進んでおらず、BCP 策定へ繋がる場と情報の提供が求められている。

そのため、①BCP の策定、②BCM の確立・実践を基本方針とし、また、小規模企業者も参加しやすいよう配慮のうえ、伴走型支援を行い、災害時にもしなやかに立ち直る企業のレジリエンスを強化させる。

2 業務内容

以下の(1)～(3)を踏まえ、県内企業へ BCP 策定から BCM 実践に至るまで伴走型で研修の実施や助言等の支援を行うとともに、平日や対面で参加が困難である企業のニーズに合わせた土日宿泊型研修やオンライン配信も含んだ内容、BCP 策定が困難である小規模企業を対象とした研修を実施する内容を提案すること。

また、必要に応じて現地開催分（以下の(3)を除く）をオンライン対応に切り替えて行える体制も提案すること。

(1) 通常型コース

①BCP・BCM 支援セミナー

- (a) 神戸、阪神南、中播磨地区での対面実施及び3回程度のオンライン配信により、概ね6回の開催で構成し、参加目標数は計250～300名とする。
- (b) 専門家の講演等で、BCP・BCMの重要性と必要性を理解させるとともに、危機管理体制の構築が取引先やサービス利用者の信頼や投資家の評価等、経営に直結することも認識させる。
- (c) 重点テーマとして「事業継続の必要性」「BCP/BCMの基礎知識」「BCP策定プロセス」「BCP発動事例」等を取り上げ、2時間程度の内容とする。
- (d) 受講者へは、以下の②の講座、小規模企業者等のBCP策定に困難さを抱える受講者へは以下の(2)のコースの受講を促す。

②1日型 BCP 策定講座

- (a) 神戸、阪神南、阪神北、東播磨、北播磨、中播磨地区での対面実施及び3回程度のオンライン配信により、概ね15回の開催で構成し、参加目標数は計200名程度とする。
- (b) 1日完結型で、BCP策定までのプロセスを実践し、講座に参加することでBCPの策定に繋がる内容とする。
- (c) 重点テーマとして「啓発セミナーの復習」「事業影響度の分析」「リスクの評価」「事業継続戦略」「事業継続計画書の策定及び記録様式の作成」等を取り上げ、7～8時間程度の内容とする。事業継続計画書の策定には、新型インフルエンザ等感染症対策を取り入れること。
- (d) 講座受講後、持ち帰ったBCPを完成させるにあたり、メールによるサポートを提供する（講座受講後適宜）。

③BCP・BCM実践講座

- (a) 以下の(b)及び(c)は、神戸・阪神南・中播磨での対面実施及び1回のオンライン配信により、概ね4回程度開催で構成し、参加目標数は計80～100名とする。午前と午後の2部制とする。
- (b) 1部は、策定済BCPの有効性を検証するため、災害発生シナリオに基づく机上演習（発表・講評を含む）を開催し、3時間程度の内容とする。
- (c) 2部は、社内でBCPの理解浸透を図る社内研修支援講座及びBCMのための内部監査支援講座により、BCMの実践を意識させるよう、ISO22301に準じた内容を提供する。2時間程度の内容とし、終了後30分程度、個別相談回を受付ける。

(2) 半日型コース（半日型BCP策定講座）

- (a) 神戸、阪神南、中播磨、西播磨、但馬、丹波、淡路地区での対面実施により、概ね8回程度開催で構成し、参加目標数は計100～150名とする。
- (b) BCPの策定が困難である小規模企業者等を対象とし、半日完結型で、BCPのコア要素と新型インフルエンザ等感染症対策の重点内容のみを盛り込んだ、事業継続力強化計画に近い計画を策定できる内容とする。
- (c) BCPのコア要素となる重点テーマとして「ハザードマップ等のリスク分析」「必要な事前対策」「初動対応体制と行動プロセス」を含み、3時間程度の内容とする。
- (d) 講座受講後、上記(2)の1日型BCP策定講座への受講を促し、より質の高いBCPの策定へと誘う。

(3) 土日宿泊型コース（BCP・BCM策定・実践講座）

- (a) 兵庫県広域防災センター敷地内に設置する研修宿泊施設（令和4年8月供

用開始)を活用し、1泊2日の宿泊研修により、上記(1)①～③で示した内容をまとめて受講できるようにする。

- (b) 開催は年2回以上とし、参加目標数は40～60名とする。開催時期について、令和5年9月16・17日及び11月25・26日に開催できること。(台風等で開催時期を変更する場合がある)
- (c) 宿泊費(1人あたり約3,000円)と食事代は参加者から徴収する。なお、食事は隣接する広域防災センター学習・管理棟の活用が可能である。
- (d) 兵庫県広域防災センターが提供する訓練等、防災・事業継続に資する体験学習を盛り込む。
- (e) 宿泊を伴う研修に参加した特典として、上記(1)①～③の内容に加えて発展性を持つ演習等を提供する。
- (f) 参加者による意見交換会を開催し、業種を越えた企業間連携を構築する。交流会にはBCP/BCMで先進的な取組を行う企業の経営者を招待し、事業継続に向けたマインドを高める。

3 業務体制

配置する総括責任者(1名)・担当者(1名以上)を合わせて、下記①～⑦の全てをカバーできるようにすること

- ①リスクマネジメント及びクライシスマネジメントに精通していること
- ②自然災害(地震、風水害、感染症など)だけでなく、人為災害(テロ事件、情報セキュリティ事件・事故など)にも精通していること
- ③国際標準規格であるISO22301/22313に基づく取組を提案できること
- ④国際標準規格であるISO22301の審査員資格(審査員補以上)を有すること
- ⑤国際的なBCM普及啓発団体であるBCI(The Business Continuity Institute)が認定するプロフェッショナルメンバー(AMBCI以上)であること
- ⑥国際的な災害復旧啓発団体であるDRI(Disaster Recovery Institute)が認定するプロフェッショナル資格(CBCP以上)を有すること
- ⑦上場企業、中小・零細企業、医療機関や介護事業所だけでなく、官公庁・自治体等の公的機関に対してもBCP/BCMに関する業務受託経験があること

4 その他

- (1) 本業務により新たに得られた成果は、原則として県に帰属する。また、受託者は本業務において創作した著作物に関して著作権者人格権を行使しない。
- (2) 受託者が従前より権利を有する著作物のうち、本業務で利用した著作物について

ては県が利用することを妨げない。ただし、次年度以降本業務が継続する場合は次年度以降の受託者は当該著作物を利用できない。

- (3) 第三者の著作物を本業務で利用する場合は、受託者の責任により利用する。
- (4) 本業務で使用する会場の確保は、県が行う。
- (5) 本業務の県内企業への周知活動は、県及び受託者が行う。
- (6) 受託者は、本業務の実施のために必要な受託者が従前より有する著作権あるいは第三者の著作権について、当該著作権の利用にあたり支障のないよう適切な措置を講じなければならない。また、何らかの著作権に係る問題等が生じた場合は受託者の責任により対処する。
- (7) 本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者に再委託することができる。なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は県に対し全ての責任を負うものとする。
- (8) 受託者は、上記業務内容に係る成果物（セミナーや策定講座等における配布資料等）のデータ等を提出するとともに、令和6年4月20日までに、業務完了報告書により、兵庫県危機管理部防災支援課長へ実績報告を行う。
- (9) 受託者は、この仕様書に定めるもののほか、受託業務を行う上で疑義が生じた場合は、その都度県と協議することとする。